

## 受講申込書

岐阜労働局長登録150号

足場の組立て等作業主任者[ 高さ5m以上の  
足場の組立等の作業 ]

058-322-2152

↑こちらへ送信して下さい

文字を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を記入し  
その上に印鑑を押して下さい。

修正液・修正テープは使用しないで下さい。

フリガナ			生年月日	昭和	平成	年	月	日	歳	
名前					<input type="checkbox"/> 旧姓又は通称の併記を希望の方はチェックして下さい。					
住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	都	道	府	県	連絡先	携帯(自宅)	-	-
事業所(請求先)	事業所名 ※当日支払いの場合の領収書宛名となります。				担当者					
	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	都	道	府	県	<input type="text"/>	電話	-	-
	足場の組立等作業の経験期間		西暦 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年	月～西暦 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年		月	年	カ月		
事業主証明	<p><b>注意</b> ●裏面の「受講資格及び経験期間について」をご覧の上ご記入下さい。 <b>重要</b> 原本は入校日までに必ず提出下さい。</p> <p>上記証明いたします。 <b>事業主印</b></p> <p><b>住 所</b> <b>事業所名</b> <b>代表者名</b></p> <p>※代表者名の記入漏れにご注意ください</p>									
コース	<p><b>2日コース</b></p> <p>足場の組立等の作業経験が3年以上ある方</p> <p>※高校または大学の土木または建築科卒業者は2年以上</p>									
日程	1日め <b>学科</b> / /	2日め <b>学科</b> / /	<p><b>本人確認書類</b> <b>運転免許証</b> または <b>住民票</b> <b>パスポート</b> <b>在留カード</b> の写しを貼って下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅や会社にコピー機がない場合は、入校日に学校でコピーします。</li> <li>●住所・氏名の変更があり免許証の裏面に記載のある場合、この用紙の空いているスペースまたは裏面にその写しを貼って下さい。</li> </ul>							

## 足場の組立て等特別教育修了証の写し(表)

経験期間に平成29年7月1日以降の期間を含む場合は、  
以下のいずれかを貼付して下さい。

- 足場の組立て等特別教育修了証の写し
- 特別教育実施記録の写し(別紙添付も可)

## 足場の組立て等特別教育修了証の写し(裏)

裏面に記載事項がある場合は貼付して下さい。

※係員記入欄

□ TEL案内済

□ 窓口案内済

受付日	/	係	領収印
			現・振

受講申込書は、本申込書を提出することで、下記に同意したものとします。 1. 講習開始時間を厳守します。 2. 講習中は居眠り、新聞又は雑誌の閲覧、喫煙、スマートフォンや携帯の使用を禁止します。 3. 実技講習中は講師の許可なく講習場所を離れることが禁止します。 4. 適切な講習の実施及び講習中の安全確保に関する講師の指導及び指示に従います。 5. 備品や講習機材を故意に破損させた場合には弁償します。 6. 天候・流行病、その他やむを得ない事情により、講習が中止された場合は、他の日程に振り替えて受講することを承知します。※1~5に反することが判明した場合は、その対象となる受講者の講習を中止し、退場を命じます。その場合の返金はできかねますのでご了承ください。

①当校は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得します。 ②当校が取得したお客様の個人情報は、次の目的で利用します。 ③他の目的に利用することはございません。 ④当校で実施する教習又は講習に関する宣伝のため。 ⑤顧客満足度の向上を図ることを目的として、アンケート調査を実施するため。 ⑥当校は、お客様の個人情報は、法令に基づく場合を除いて、第三者には提供いたしません。

## 受講資格及び経験期間について

### 受講資格

- 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
- その他厚生労働大臣が定める者で、下記に該当する者

#### その他厚生労働大臣が定める者（足場の組立て等作業主任者技能講習規定第一条）

次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するものとする。

- 一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者
- 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第六の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者
- 三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第三の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 四 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 五 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練を修了した者
- 六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者

### 経験期間

- 満18歳の誕生日以前は経験期間として認められませんのでご注意下さい。
- 平成29年7月1日以降の期間については、「足場の特別教育」を修了した後の期間のみ含めることができます。  
その場合特別教育修了証または特別教育実施記録の写しが必要です。
- 途中で経験していない期間がある場合は、その期間は除いて下さい。

### 一部科目免除者

以下の方は講習科目の受講の一部免除を受けることができます。あてはまる方はご相談下さい。

- 足場の組立て等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者（上記足場の組立て等作業主任者技能講習規定第一条参照）
- 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者
- 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
- 上記「その他厚生労働大臣が定める者」に該当する者